広島県告示第四百七十号

定した。 十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、 三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第五 に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 次のものを指

令和二年四月九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

| 室 | 氏 | |
|--|--------|------|
| 好 美 | 名 | |
| 六号三〇 二丁目八五 | 住 | |
| 〇八東 一番 四 | 所 | |
| テーション | 名 | 1.1. |
| ーション R広島中央ス シK E i R O | 称 | 施 |
| スOサ | ۸1, | 術 |
| 川三町東広 | 所 | |
| が 番地一は 番地一は | 在 | 所 |
| ○一六西二越二条 | 地 | |
| サージ | 種美 | |
| ジ 摩 指 マ | 務 | |
| 指 イ イ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 類の | |
| 一 ○ 日 日 | 指 定 | |
| 年 | 年月 | |
| 月 | 日 | |